

貸付申込時添付書類一覧

●必要書類（△は必要に応じて提出）

区分			貸付の種類															
			住宅貸付				災害貸付		普通貸付	特別貸付					高額医療貸付	出産貸付	災害（家財）	
			新築	増築	補修	住宅購入	住宅地購入	新規		再貸付	医療	入学	修学	結婚				葬祭
提出時期	提出書類	書類発行元	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
申込時	貸付申込書	共済組合様式	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	資金計画書	共済組合様式								●	●	●	●	●	●		●	
	建築等計画書	共済組合様式	●	●	●	●	●	●										
	借入状況等申告書	共済組合様式	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●
	他の金融機関等の借入状況（残高）及び返済状況を確認できる書類（例：住宅ローン申込書や償還表の写し）	金融機関等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●
	印鑑登録証明書	市町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	建築平面図	建築業者	●	●	●	●	●	●	●									
	施工部分の図面	建築業者			△	△			△	△								
	段差や高さを確認できる立面図	建築業者	介護対応住宅貸付を申込みの場合に提出															
	附近見取図	本人	●	●	●	●	●	●	●									
	建築確認通知書（建築確認済証）又は建築工事届の写し ※建築基準法に基づく届出を要しない場合は不要	土木事務所	●	●	●			●	●									
	土地登記簿謄本	法務局	●	●	●		●	●	●									
	家屋登記簿謄本	法務局		●	●	●		●	●									
	融資予約通知書の写し ※住金併用者のみ	住宅公庫	△	△	△	△												
	建築見積書又は工事請負契約書（※1）	請負業者	●	●	●			●	●									
	介護対応工事部分の見積書（※1）	請負業者	介護対応住宅貸付を申込みの場合に提出															
	売買契約書又は売渡証（※1）	本人				●	●	△	△									
	り災証明	公共機関						●	●									
	住宅所有者の同意書	住宅所有者	△	△	△			△	△									
	借地建築同意書	土地所有者	△	△	△			△	△									
	借家証明	住居貸主	△			△	△	△										
	戸籍謄本又は住民票（組合員又は被扶養者に係る申込みの場合は不要）	市町村										●	●	●	●			
	見積書又は請求書等（※1） ※災害家財は家財ごとの金額が確認できるもの	費用支払先								●	●	●	●	●	●			●
	医師の診断書	医療機関								●								
	診療報酬明細書又は診療報酬領収済明細書	医療機関														●		
	母子手帳（表紙のコピー）及び出産予定日を確かめる証明書	医療機関等															●	
	[修学前に申込みの場合] 合格通知書の写し又は在学証明書 入学案内書等（入学金・授業料等を確認できるもの）、賃貸契約書の写し等（費用の内訳が確認できるもの）	学校等										●	●					
	[修学後に申込みの場合] 在学証明書 入学案内書等（授業料等を確認できるもの）、賃貸契約書の写し等（費用の内訳が確認できるもの）	学校等											●					
	海外用在学証明書（海外留学の場合）	共済組合様式										●	●					
	費用内訳のある領収書又は請求書（※1）	費用支払先								●					●			
団体信用生命保険加入申込書	共済組合様式	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	
貸付決定時に組合から送付された書類のうち貸付金送金日までに提出するもの	借用証書	共済組合様式	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
貸付後提出するもの	車検証の写し	各公的機関															●	
	工事完了届書	共済組合様式	●	●	●	●	●	●	●									
	住民票（敷地購入の場合は不要）	市町村	●	●	●	●	●	●	●									
	登記事項証明書又は登記簿謄本（建築基準法に基づく届出を要しない工事の場合は不要）	法務局	●	●	●	●	●	●	●									
	領収書の写し	費用支払先	●	●	●	●	●	●	●	●	△			●				
	工事が完了したことを明らかにする写真	借受人	●	●	●	●	●	●	●									

（※1） 原本の提出が必要ですが、原本の提出が困難な場合は、写しでの提出も可能です。